(二)　削減等が行われた温室効果ガスの量の検証及び記録

(1)　(一)の(3)による通知を受けた者は、国際協力排出削減量口座簿に開設された口座にその実施した国際温室効果ガス排出削減等協力事業による国際協力排出削減量の増加の記録をすることについての申請書を主務大臣に提出するものとした。（第五七条の四第一項関係）

(2)　主務大臣は、(1)により提出された申請書の内容を踏まえ、当該相手国の権限ある当局と協議して、その同意があった場合は、国際協力排出削減量の増加の記録をすることができるものとした。（第五七条の四第五項関係）

6　国際協力排出削減量の管理

(一)　国際協力排出削減量口座簿の作成等

主務大臣は、国際協力排出削減量口座簿を作成し、国際協力排出削減量の取得、保有及び移転を行うため、政府保有口座及び法人等保有口座を開設するものとした。（第五七条の六第一項関係）

(二)　振替手続

国際協力排出削減量の取得及び移転は、主務大臣が、国際協力排出削減量口座簿において、当該国際協力排出削減量についての減少又は増加の記録をすることにより行うものとした。（第五七条の一一第一項関係）

(三)　国が決定する貢献のための利用

無効化を行う国際協力排出削減量は、パリ協定第六条3の規定に基づく日本国及び当該国際協力排出削減量に係る相手国の承認を受けたものでなければならないものとした。（第五七条の一八関係）

7　指定実施機関

(一)　主務大臣は、その指定する者（(二)において「指定実施機関」という。）に、5及び6の規定による主務大臣の事務（(二)において「国際協力排出削減量関係事務」という。）の全部又は一部を行わせることができるものとした。（第五七条の一九第一項関係）

(二)　指定実施機関の指定は、全国に一を限り、国際協力排出削減量関係事務を行おうとする者の申請により行うものとした。（第五七条の一九第二項関係）

(三)　その他所要の規定の整備を行うこととした。（第五七条の一九第三項及び第四項並びに第五七条の二〇～第五七条の三三関係）

8　温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の普及の促進

(一)　事業者は、日常生活用製品等の製造等を行うに当たっては、その利用並びに資材及び原材料の調達、製造、輸入、販売又は提供、廃棄その他の取扱い（以下「利用等」という。）に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該日常生活用製品等の利用等に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行うように努めるものとした。（第二四条第一項関係）

(二)　政府は、日常生活用製品等の製造等を行う者による当該日常生活用製品等の利用等に伴う温室効果ガスの排出の量に関する情報の提供の促進その他の温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の普及の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとした。（第五九条関係）

9　環境大臣による地球温暖化防止活動の促進

環境大臣は、日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等に資する生活様式等の改善その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動の促進に努めるものとした。（第四一条関係）

10　割当量口座簿等に係る規定を削り、その他所要の規定の整備を行うこととした。（第九章及び第九章の二関係）

11　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和七年四月一日から施行することとした。

◇ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（法律第五七号）（厚生労働省）

1　補償金の支給の請求期限の延長

補償金の支給の請求の期限を五年延長し、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の施行の日（令和元年一一月二二日）から起算して一〇年を経過する日（令和一一年一一月二一日）までとすることとした。（第九条第二項関係）

2　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

◇スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（法律第五八号）（公正取引委員会）

1　目的

この法律は、我が国においてスマートフォンが国民生活及び経済活動の基盤としての役割を果たしていることに鑑み、スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェアの提供等を行う事業者に対し、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者としての立場を利用して自ら提供する商品又は役務を競争上優位にすること及び特定ソフトウェアを利用する事業者の事業活動に不利益を及ぼすことの禁止等について定めることにより、特定ソフトウェアに係る公正かつ自由な競争の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義（第二条関係）

(一)　この法律において「基本動作ソフトウェア」とは、スマートフォンに組み込まれ、主としてスマートフォンの中央演算処理装置における演算の制御その他のスマートフォンの動作の制御を行うための情報処理を行うよう構成されたソフトウェアをいうこととした。

(二)　この法律において「個別ソフトウェア」とは、スマートフォンに組み込まれ、基本動作ソフトウェアを通じて電子メールの送受信、地図の表示その他のスマートフォンの利用者の個別の用途に供されるよう構成されたソフトウェアをいうこととした。

(三)　この法律において「特定ソフトウェア」とは、基本動作ソフトウェア、アプリストア、ブラウザ及び検索エンジンを総称することとした。

(四)　この法律において「個別アプリ事業者」とは、個別ソフトウェアを提供する事業者をいうこととした。

3　公正取引委員会は、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者のうち、特定ソフトウェアの種類ごとに定める所定の規模以上の事業を行うものを、4から6までの規定の適用を受ける者として指定することとした（以下、指定を受けた事業者を「指定事業者」という。）。（第三条関係）

4　指定事業者は、その指定に係る特定ソフトウェアについて、(一)から(五)までの行為をしてはならないこととした。

(一)　他の事業者による当該特定ソフトウェアの利用等に伴い取得したデータを、当該他の事業者と競争関係にある商品又は役務の提供のために使用すること（第五条関係）

(二)　その指定に係る基本動作ソフトウェア又はアプリストアにおける利用条件及び取引の実施について、不公正な取扱いをすること（第六条関係）

(三)　サイバーセキュリティの確保等のために必要であって他の行為によってその目的を達成することが困難であるときを除き、その指定に係る基本動作ソフトウェアを通じて提供されるアプリストアについて、他の事業者がアプリストアを提供することを妨げること等（第七条関係）

(四)　サイバーセキュリティの確保等のために必要であって他の行為によってその目的を達成することが困難であるときを除き、その指定に係るアプリストアを通じて個別アプリ事業者が個別ソフトウェアを提供する際に、支払手段に係る条件を付すること等（第八条関係）

(五)　その指定に係る検索エンジン上で検索結果を表示する際に、正当な理由がないのに、自らが提供する商品又は役務を競争関係にある他の商品又は役務よりも優先的に取り扱うこと（第九条関係）